

## 事例 8

# マリニピア神戸フィッシャリーナ施設整備等事業（兵庫県）

## 我が国初のフィッシャリーナ施設を対象としたPFI事業

- ① コスト削減と景観に配慮した施設の実現
- ② 事業性向上のための事業範囲の設定を工夫
- ③ 利用率向上のための選定事業者と市のPR活動の実施

### 1 事業の概要

公共施設等の管理者等	神戸市	
施設概要	所在地	神戸市垂水区海岸通 12 番地
	敷地面積	水域面積：9,293 m <sup>2</sup> 、岸壁・防波堤等延長：393m
	延床面積	—
	施設内容	プレジャーボート係留施設、浮棧橋、渡り橋（タラップ）
事業期間	約 21 年（設計・建設約 0.5 年、維持管理・運営約 20.5 年）	
施設の所有形態	BOO 方式	
事業類型	サービス購入型	
総事業費	—	
選定事業者の業務内容	施設の設計・建設、維持管理、運營業務	
経緯	実施方針公表	平成 13 年 02 月 28 日
	特定事業選定	平成 13 年 03 月 16 日
	募集公告	平成 13 年 03 月 16 日
	事業者決定	平成 13 年 06 月 05 日
	契約締結	平成 13 年 07 月 05 日
	供用開始	平成 13 年 10 月 01 日

### 2 本事業の特徴

#### ① 我が国初のフィッシャリーナ施設を対象としたPFI事業

神戸市（以下、「市」という。）では、垂水漁港内で、平成 2 年から人と海と魚のふれあいの場をテーマに、水産業の振興と地域の活性化を目的として、水産体験学習館、商業施設等で構成される「マリニピア神戸」を整備してきた。その中で、垂水漁港にはプレジャーボートの係留施設



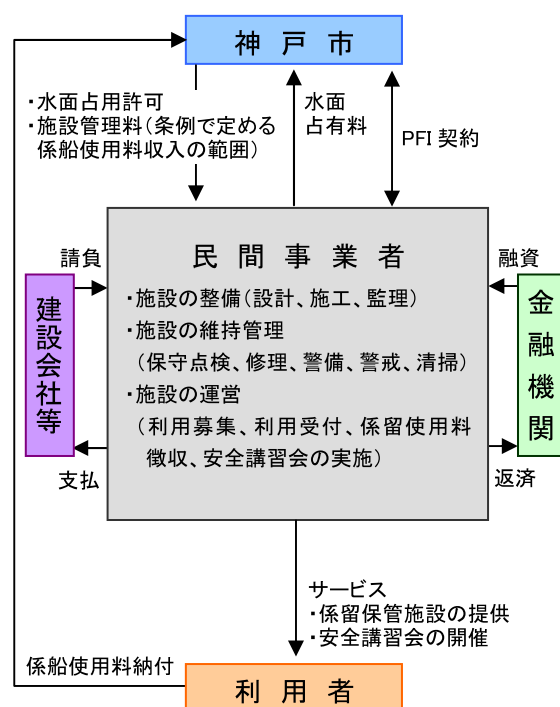
フィッシャリーナ外観

が整備されていなかったため、漁港内にプレジャーボートが放置され、漁業活動への支障が発生し問題となっていたことから、漁船とプレジャーボートの分離誘導を図るため、マリンピア神戸内でのプレジャーボート専門の係留施設整備を検討することとなった。

施設整備について、当初は従来方式で整備することを検討していたが、民間事業者のノウハウの活用可能性があったこと、阪神・淡路大震災により甚大な被害を受け、市の財政運営が厳しい状況にあったこと等から、市の先行事業を参考に PFI 方式の導入を検討した結果、我が国で初めてフィッシャリーナ施設に PFI が導入されることとなった。

## ② 管理者等による利用者数の予測

本事業では、市が選定事業者の整備した施設を借上げ、利用者から徴収した係船使用料を上限として、施設管理料（係留施設等の借上げ料、維持管理・運営にかかる費用）を選定事業者に支払う方法がとられており、実質的にはいわゆる独立採算型の事業スキームとなっている。この場合、利用者数の予測が事業成立の重要な条件となることから、利用者から徴収する係船使用料や利用率について、周辺のヨットハーバーでの実績を参考に利用者数の予測を行った上で、事業の成立可能性を検討した。



## 3 PFI手法を採用したことの評価

### ① コスト削減と景観に配慮した施設の実現

提案審査では、施設整備面において安全性に配慮しつつ、コスト削減がなされているか、周辺環境と調和がとれているか等を重点的に審査した。選定事業者からは、自社開発製品の係留施設資材を使用することによるコスト削減、浮き棧橋の固定に一般的な鋼管杭を使用しないシーフレックス<sup>3</sup>を用いた工法による景観に配慮した施設計画が提案された。

### ② 事業性向上のための事業範囲の設定を工夫

市は、様々な利用者のニーズを想定し、放置プレジャーボートや一般プレジャーボ

<sup>3</sup> スウェーデン・シーフレックス社製の弾性係留装置。従来のチェーンではなく特殊なラバーによる係留により、潮位による浮き棧橋の移動がなく、一定の場所に浮き棧橋を設置することができる。

ートの長期係留施設、一時係留施設等を事業範囲に加えることで、民間事業者の事業採算性の向上を図った。

これに対して、選定事業者からは、放置プレジャーボートの係留施設は、一般プレジャーボートの係留施設と比較して施設水準を低く設定し、利用料金を低廉に抑えるなどの工夫された提案がなされた。

#### 4 事業者選定後の状況

##### ① 利用率向上のための選定事業者と市のPR活動の実施

現在、施設供用開始から約7年経過しているが、台風による施設の一部損壊や市場環境の悪化等により、供用開始当初に比べ利用者数が減少しつつある。これに対し、選定事業者と市は利用率向上のために積極的にPR活動を行っている。

選定事業者はボート、ヨット等の船舶メーカーでもあることから、船舶購入者に対する営業活動や、自社ホームページ内での施設紹介、クルーズプランの紹介等を行っている。また、市も広報誌で本施設を紹介し事業のPRを行うなど事業運営に協力している。さらに、選定事業者から利用率向上のために料金体系を改定する提案がなされ、これを受けて市が見直すなど、選定事業者と市が協力して事業を推進している。

##### ② モニタリングの状況

毎月1回選定事業者から月次報告を受けるとともに、特別な問題等が生じた場合は、ただちに選定事業者から市に報告がある。また、1年に一度、市が現地の維持管理・運営状況を確認している。

施設管理料は1年間で、前期・後期・年度末の3回に分けて市から選定事業者に支払われる。前期・後期では、利用料金収入の90%を支払い、PFI契約の履行状況が良好であれば、残り10%を支払うこととしている。このように、実質的にはいわゆる独立採算型の事業スキームを採用しているが、業務の実施状況と支払い内容を連動させることで、業務の確実な遂行を担保している。

##### まとめ

- 本事業は、我が国で初めてフィッシャリーナ施設にPFIが導入された事業である。
- 実質的にはいわゆる独立採算型の事業スキームが採用されており、利用者数の予測が事業成立の重要な条件となることから、対象地周辺のヨットハーバーでの実績を参考に使用料や利用率を想定するなど、利用者数予測を行った。また、業務の実施状況と支払い内容を連動させることで、業務の確実な遂行を担保している。
- 現在、施設供用開始から約7年経過しているが、供用開始当初に比べ利用者数が減少しつつある。これに対し、選定事業者と市は利用率向上のために、料金体系の見直しや、PR活動を行っている。